



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位



令和5年8月24日（木）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
人権施策推進課	人権啓発係	熊崎、久富	内線 3051 直通 058-272-8250 FAX 058-278-2615

「岐阜県パートナーシップ宣誓制度」の導入について

県では、県民一人ひとりが個人として尊重され、誰もが「清流の国ぎふ」をともに支える一員であるとの意識を持ち、互いに尊重し合える社会を構築していくため、「岐阜県パートナーシップ宣誓制度」を9月1日から開始します。

記

1 制度の概要

(1) 岐阜県パートナーシップ宣誓制度とは

互いの人生において、相互に協力して継続的に生活を共にすることを約束した二者の関係（以下「パートナーシップ」という。）にあることを宣誓した方に対し、県がそれを証明するものとして「宣誓書受領証」を交付する制度

(2) 対象要件

- ・パートナーシップの関係にあること
- ・成年に達していること
- ・どちらか1人は岐阜県に住んでいること（3カ月以内の転入予定者を含む）
- ・配偶者がなく、宣誓しようとする相手方以外にパートナーシップの関係にある者がいないこと
- ・宣誓しようとする者同士が近親者でないこと

※宣誓者が希望する場合は、同一生計の未成年の子の氏名及び生年月日を受領証に記載することが可能です。

(3) 受領証の利用が可能なサービス 別紙 サービス一覧

県営住宅の入居申込みなど県が行う行政サービスのほか、市町村が行う行政サービスや民間サービスにおいて、受領証の提示により、パートナーとともに各種サービスを受けられるようになります。

対象となるサービスについては今後も拡充に努めます。

<主な利用可能サービス>

- ・公営住宅に同居家族として入居申込み
- ・医療機関における面会、緊急連絡先の指定、治療方針への同意
- ・住宅ローンにおいて配偶者の定義にパートナーを含めること
- ・生命保険の受取人の指定

など

2 宣誓手続きの流れ

(1) 事前予約

宣誓を希望される場合は、日時等を調整させていただきますので、希望する日の1週間前までに、電話又はメールによりご連絡をお願いします。

事前予約は本日（令和5年8月24日（木））から開始します。

【連絡先】

岐阜県環境生活部人権施策推進課

TEL：058-272-1111 内線 3051, 3052

メール：c11227@pref.gifu.lg.jp

(2) 宣誓当日

○対面の場合

- ・予約した日時に必要書類を持参いただき、県職員の前で宣誓書に必要事項を自署の上、ご提出いただきます。
- ・宣誓要件を満たしている場合で、書類に不備等がなければ宣誓書受領証及び受付印を押した宣誓書の写しを交付します。

○オンラインの場合

- ・予約した日時に、Web 会議システム（Zoom・Teams 等）を用いて宣誓書に必要事項を自署したことを確認させていただき、当該宣誓書及び必要書類を郵送にて提出いただきます。
- ・宣誓要件を満たしている場合で、書類に不備等がなければ宣誓書受領証及び受付印を押した宣誓書の写しを後日郵送します。

【宣誓書受領証表面のイメージ】

第 号
岐阜県パートナーシップ宣誓書受領証
岐阜県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、 パートナーシップの宣誓をされたことを証します。
様 様 (年 月 日生) (年 月 日生)
年 月 日 岐阜県知事 公印

(縦 5.4cm、横 8.6cm)

【宣誓書受領証裏面のイメージ】

受領証の提示を受けられた方へ
この受領証はお二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において責任を持って相互に協力し合うことを宣誓されたことを岐阜県が証するものです。受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。
戸籍上の氏名（表面に通称名を記載した場合） _____
子の氏名（記載を希望する場合） _____
(年 月 日生) (年 月 日生)
特記事項 _____
お問い合わせ先：岐阜県環境生活部人権施策推進課 058-272-8250